

令和7年度 嘉麻市保育料基準額表（保育認定2・3号用）

階層区分			第2子	3号認定		2号認定
				0～2歳児 保育料		3～5歳児 副食費
				保育標準時間	保育短時間	保育標準、短時間
1		生活保護世帯	半額	0	0	免除
			全額	0	0	
2	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税非課税世帯	半額	0	0	
			全額	0	0	
	2	市町村民税非課税世帯	半額	0	0	
			全額	0	0	
3	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	0	0	
			全額	5,960	5,960	
	2	市町村民税所得割額 48,600円未満	半額	6,630	6,560	
			全額	13,260	13,120	
4	1	(ひとり親世帯等) 市町村民税所得割額 48,600円以上 77,101円未満	半額	0	0	徴収 ※各園で金額が異なります。 園にお問い合わせください。
			全額	6,120	6,120	
	2A	市町村民税所得割額 48,600円以上 57,700円未満	半額	10,200	10,060	
			全額	20,400	20,120	
	2B	市町村民税所得割額 57,700円以上 77,101円未満	半額	10,200	10,060	
			全額	20,400	20,120	
	3	市町村民税所得割額 77,101円以上 97,000円未満	半額	10,800	10,650	
			全額	21,600	21,310	
5	1	市町村民税所得割額 97,000円以上 133,000円未満	半額	15,130	14,920	
			全額	30,260	29,850	
	2	市町村民税所得割額 133,000円以上 169,000円未満	半額	16,020	15,800	
			全額	32,040	31,600	
6	1	市町村民税所得割額 169,000円以上 211,000円未満	半額	20,740	20,430	
			全額	41,480	40,860	
	2	市町村民税所得割額 211,000円以上 301,000円未満	半額	21,350	21,030	
			全額	42,700	42,060	
7		市町村民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	半額	21,870	21,540	
			全額	43,740	43,080	
8		市町村民税所得割額 397,000円以上	半額	27,300	26,870	
			全額	54,600	53,750	

4月から8月は前年度の市町村民税額に基づき算定、9月から3月は当年度の市町村民税額に基づき算定します。

①階層区分認定の基礎となる市町村民税課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、国・地方公共団体等への寄付金控除の適用はありません。保育料はこれらを控除する前の税額から算定します。

②同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等を利用している場合は、上から2人目のお子さんの保育料は半額となります。

③生計を一にする世帯において上から3人目以降のお子さんは無料となります。

④網掛け部分の階層の場合、上記②に関わらず、年上のお子さんから順にカウントし、第何子になるかを決定します。

※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他市長が認めた世帯をいいます。

⑤副食費については、小学校就学前のお子さんの中で、3人目以降のお子さんは免除となります。